

平成30年 第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成30年11月5日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (11月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○議長選挙	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○広域連合長挨拶	8
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○一般質問	27
○広域連合長挨拶	36
○閉会の宣告	36
○署名議員	37
○議案審議結果一覧表	39

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第97号

平成30年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年10月29日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

1 期 日 平成30年11月5日 午後1時30分

2 場 所 さいたま市浦和区仲町3-5-1
埼玉県県民健康センター 大ホール

平成30年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成30年11月5日（月曜日） 午後1時31分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第6号 平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第7号 平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第8号 平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第9号 平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 一般質問

出席議員（１５名）

２番 頼 高 英 雄
５番 川 合 善 明
７番 富 岡 勝 則
１０番 花 輪 利一郎
１３番 石 井 寛
１６番 西 川 和 男
１８番 山 本 重 幸
２０番 小井戸 英 夫

４番 吉 田 信 解
６番 石 川 良 三
８番 石木戸 道 也
１１番 大 泉 一 夫
１５番 上 條 哲 弘
１７番 戸 島 義 子
１９番 松 澤 公 一

欠席議員（４名）

１番 大 橋 良 一
９番 古 谷 松 雄

３番 原 口 和 久
１４番 木 村 隆 彦

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 富 岡 清
事務局長 菱 沼 広 美
事務局次長
兼保険料課長 碓 井 真 紀

副広域連合長 岩 澤 勝
事務局次長
兼総務課長 関 口 清 規
給付課長 田 中 克 美

職務のため出席した者の職氏名

書 記 長谷部 知 美

書 記 中 澤 裕 美

開会 午後1時31分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（山本重幸） 皆さん、こんにちは。副議長の山本でございます。欠員になっております議長が決まるまでの間、代わりに議事を運営させていただきますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

開会に当たり、副議長から申し上げます。

議会閉会中に任期満了により、1番、大橋良一議員、2番、神保国男議員、3番、原口和久議員、8番、関根孝道議員、10番、花輪利一郎議員、12番、鈴木由和議員、14番、柿沼繁男議員、15番、松澤一雄議員、19番、野口守隆議員及び20番、納谷克俊議員が退任されました。また、5番、富岡清議員が平成30年6月5日付で広域連合長に就任したことに伴い、失職されました。

これらの欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長選出区分から大橋良一議員、頼高英雄議員、原口和久議員、吉田信解議員及び川合善明議員、町村長選出区分から石木戸道也議員及び花輪利一郎議員、市議会議員選出区分から木村隆彦議員及び上條哲弘議員、町村議会議員選出区分から松澤公一議員及び小井戸英夫議員が当選されましたので、併せて報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となります。議員の皆様には本日の議事日程を全て終了するまで、できる限り御退席等はなさらないようお願いを申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（山本重幸） これよりお手元に配付した議事日程により議事を進行いたします。

◎議席の指定

○副議長（山本重幸） 日程第１、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員11名の議席は、会議規則第３条第１項の規定により、大橋良一議員を１番に、頼高英雄議員を２番に、原口和久議員を３番に、吉田信解議員を４番に、川合善明議員を５番に、石木戸道也議員を８番に、花輪利一郎議員を10番に、木村隆彦議員を14番に、上條哲弘議員を15番に、松澤公一議員を19番に、小井戸英夫議員を20番に、副議長において指定いたします。

◎議長選挙

○副議長（山本重幸） 日程第２、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本重幸） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

副議長において指名することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本重幸） 御異議なしと認めます。

ただいま副議長において指名することに決定した、議長に13番、石井寛議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長において指名いたしました、13番、石井寛議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本重幸） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石井議員が議長に当選されました。

議長に当選されました石井議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第２項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長と席を交代いたします。御協力、大変ありがとうございました。

(副議長、議長と交代)

○議長(石井 寛) それでは、御挨拶をさせていただきます。

ただいま議長に選任をいただきました石井寛でございます。就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、皆様御承知のとおり高齢化が進み、医療費がますます増加する中、将来にわたって、いかに持続可能な制度としていくかが重要な課題と考えております。

そのため、本広域連合議会の役割も大変重要なものと承知しております。

これから議長として、県民の皆様の負託に応えるため、本議会の公正かつ円滑な運営に鋭意努力してまいる所存でございます。これには、議員の皆様方、広域連合長、副広域連合長を初め、関係各位の御理解、御協力が欠かせないものでございます。

どうぞ議会運営における御協力を重ねてお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(石井 寛) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、16番、西川和男議員、17番、戸島義子議員、以上、2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長(石井 寛) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石井 寛) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石井 寛） 日程第5、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した通知の写しのとおりであります。

また、議案第9号に係る追加参考資料が広域連合長より送付されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、一般質問通告書と要求資料説明員の出席について、広域連合長より送付された通知の写し及び例月現金出納検査の結果について、監査委員より送付された報告の写しをお手元に配付しましたので、御了承願います。

次に、埼玉県社会保障推進協議会及び全日本年金者組合埼玉県本部より、「後期高齢者の医療費原則1割負担の継続を求める陳情書」をそれぞれ受理いたしました。陳情書の写しをお手元に配付いたしましたので、併せて御了承願います。

なお、本日、傍聴人より録音及び写真撮影を行いたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（石井 寛） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る6月に行われました広域連合長選挙の結果、当広域連合長を務めさせていただくこととなりました、熊谷市長の富岡清です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、当広域連合議会の平成30年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には極めて御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより広域連合の運営に特段の御理解と御協力を賜りまして、併せて感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度も制度創設から11年目を迎えました。当広域連合の運営状況でございますが、本年9月末現在の被保険者数は約88万人であり、制度発足時の約51万人と比較を

いたしますと、1.7倍となっております。また、本年度の医療給付費の見込額でございますが、約7,000億円でありまして、今後も高齢化の進展による被保険者の増加に伴いまして、医療給付費も増加していくものと見込まれます。

国におきましては、健康寿命の延伸と医療費適正化対策に注力をしておりまして、当連合におきましても本年2月に策定をいたしました「第2期保健事業実施計画」に基づき、市町村と連携を図りながら、効率的かつ効果的な保健事業を推進することで、被保険者の皆様の健康増進と医療費の適正化を図るとともに、被保険者の皆様が安心して適切な医療等を受けられるよう、当制度の健全で円滑な運営に努めていく所存でございます。

議員の皆様におかれましても、引き続き御支援と御協力をお願いをいたします。

さて、本日の定例会でございますが、平成30年度補正予算を2件、平成29年度決算認定を2件、計4件を御提案させていただいております。

議員の皆様には慎重なる御審議を賜りまして、御議決をいただきますようお願いをし、開会に当たりましての御挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石井 寛） 日程第6、議案第6号「平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

関口事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（関口清規） 議案第6号「平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございますA4横長の「平成30年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

初めに、一般会計補正予算の総額ですが、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1,271万円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億5,909万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊になっております、右肩にナンバー6とありますA4横長の「議案参

考資料」をごらんください。

最初に、歳入について御説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページをお開きください。

上段の「分担金及び負担金」の「共通経費負担金」ですが、平成29年度の一般会計・特別会計で発生した決算剰余金の共通経費負担金分を収入することにより、その相当額の共通経費負担金を減額するものでございます。

下段の「繰越金」の「前年度繰越金」は、平成29年度の一般会計歳入歳出差引額を前年度繰越金として収入するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次の4ページをごらんください。

「民生費」の「事務経費繰出金」は、平成29年度の特別会計決算剰余金の中の共通経費負担金に係る分を特別会計の前年度繰越金として受け入れることから、それと同額を事務経費繰出金から減額するものでございます。

共通経費負担金は、一般会計でまず全額を受け入れ、そのうち特別会計分を繰出金として支出していることから、このような補正予算になるものでございます。

以上で議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石井 寛） これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） 賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ討論を終結いたします。

これより議案第6号「平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 寛） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石井 寛） 日程第7、議案第7号「平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

碓井事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） それでは、議案第7号「平成30年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー2とございますA4判横長の「平成30年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の15ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれに132億7,801万2,000円を追加し、総額を7,241億2,801万2,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊となっております右肩にナンバー6とありますA4判横長の「議案参考資料」をごらんください。

最初に、歳入について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

表の一番上、「市町村支出金」の「療養給付費負担金」「過年度分」及び、その次の「国庫支出金」、その下の「県支出金」の「高額療養費負担金」「過年度分」は、平成29年度分の精算により不足が生じたため、追加で交付されるものでございます。

次に、「繰入金」は、次の表の「繰越金」と関連しておりますが、前年度繰越金として共通経費負担金分も繰り越すことから、相当額の1,271万円を減額するものでございます。

次に、その下の表の「繰越金」は、平成29年度の特別会計の歳入歳出差引額を前年度繰越金として受け入れるもので、当初予算との差額129億5,984万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。同じく資料の8ページをごらんください。

一番上の表「基金積立金」の「保険給付費支払基金積立金」は、平成29年度の決算剰余分と平成29年度精算にて追加交付が発生した国・県・市町村の負担金の過年度分の68億9,302万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

最後に、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、平成29年度の療養給付費等の実績に基づく精算による国・県・市町村への返還金や、国の補助金の返還に要する費用など、合わせて93億8,498万9,000円が必要となりますが、当初予算で30億円を計上しておりますので、差し引き不足額63億8,498万9,000円を増額するものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井 寛） これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） 賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ討論を終結いたします。

これより議案第7号「平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 寛） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石井 寛） 日程第8、議案第8号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

関口事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（関口清規） 議案第8号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー 3 とございます A 4 横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」の 2 ページをお開きください。

初めに、歳入についてでございます。

表の下段の歳入合計欄にございますとおり、「予算現額」は16億4,453万1,000円、2つ隣の「収入済額」は16億4,424万1,875円で、「予算現額と収入済額との比較」は、右端の欄に記載のとおり28万9,125円の減となっております。

次に、3 ページの歳出でございますが、「歳出合計」は次の 4 ページに記載してございます。

「予算現額」16億4,453万1,000円、「支出済額」16億2,400万5,639円で、「予算現額と支出済額との比較」は右端の欄に記載のとおり2,052万5,361円となっております。

次の 5 ページには、「実質収支に関する調書」がございましたので、ごらんください。

上段から 4 行目の「3. 歳入歳出差引額」は2,023万6,000円となっております。

なお、平成29年度は「4. 翌年度へ繰り越すべき財源」の（１）、（２）、（３）ともございませんので、「5. 実質収支額」も歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明させていただきます。恐れ入りますが、右肩にナンバー 6 とございます A 4 判横長の「議案参考資料」の11ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明させていただきます。

表の一番上の「分担金及び負担金」は、広域連合の運営経費として構成団体である県内の全市町村から御負担いただいているもので、収入済額は16億490万2,027円でございます。

なお、この資料の最終22ページには、平成29年度共通経費負担金決算額の市町村別一覧を記載してございますので、後ほどごらんください。

次に、「国庫支出金」の「特別調整交付金」54万8,524円は、被保険者代表等から意見を聞く場として設置しております後期高齢者医療懇話会の経費が補助対象となっており、交付されたものでございます。

次に、「繰越金」の「前年度繰越金」3,848万8,268円は、平成28年度決算の繰越金でございます。

次の諸収入に関しましては、記載のとおりでございます。

以上、これら歳入の合計は合計欄の収入済額のとおり16億4,424万1,875円となっております。

続きまして、歳出の執行状況について御説明させていただきます。12ページをお開きください。

まず、一番上の「議会運営に係る経費」の支出済額73万4,661円は、定例会を 2 回、臨時会を 1 回開催し、条例や予算議案など合計12議案の審議を議員の皆様に行っていただきましたが、その際の会場使用料等でございます。

次に、「事務局運営に係る経費」1,416万9,489円は、各種業務委託経費や事務所使用料及び事務用備品購入費などの経費でございます。

次の「電算システム等に係る経費」2,386万9,221円は、事務所内で使用している情報系の電算機器等の委託料、賃借料及び財務会計システムの運用管理に係る経費でございます。

次に13ページ、一番上の「会議開催等に係る経費」61万6,406円は、後期高齢者医療懇話会の委員等に係る報償金及び会議室使用料などでございます。

次に、「事務局職員に係る経費」2億8,612万6,210円は、非常勤嘱託員として雇用しました8名分の報酬等や事務局職員の派遣元で支給した職員給与を派遣元に負担金として支払をしたものでございます。

次の「公平委員会・選挙・監査委員会に係る経費」は、記載のとおりでございます。

次の「事務経費繰出金」12億9,828万9,000円は、一般会計で受け入れました共通経費負担金のうち、特別会計分を繰り出したものでございます。

これら歳出の合計は、合計欄の支出済額欄のとおり16億2,400万5,639円となっております。

また、一番下の「歳入歳出差引額」は2,023万6,236円で、この額は先ほど議決いただきました議案第6号の繰越金の財源となったものでございます。

以上、平成29年度一般会計歳入歳出決算の概要を御説明させていただきました。御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石井 寛） これより質疑を願います。

17番、戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。

一般会計決算のうち、歳出の議会費について、議員報酬等が出されておりますが、不用額も発生しております。執行率、それから出席率についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石井 寛） 関口事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（関口清規） お答えいたします。

執行率については、議員報酬等の執行率62.6%でございます。平成29年度の議員の出席率につきましては、定例会及び臨時会を合計3回開いておりますが、平均の出席率は66%でございます。

以上です。

○議長（石井 寛） よろしいですか。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 再質疑させていただきます。

出席率、執行率ともに、まだ昨年度よりは少し前進しているかなと思いますけれども、決して高い率ではないと思っておりまして、この改善に向けて取り組んできた点などがあれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（石井 寛） 関口事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（関口清規） 議会の出席率が低いことに対しましては、新たに議員となられた方については直接面会をさせていただき、現状を説明し、御出席をお願いしているところでございます。

また、5、6カ月前に出席いただけるよう、事前に開催通知等をお送りさせていただいているところでございます。今後も、御協力いただけるよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石井 寛） よろしいですか。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 再度お考えをお聞きしたいと思うんですけれども、広域連合議会そのものを活性化させて、議会改革を行っていく必要があるのかなと私としては認識しているところです。

それで、1つ見解を伺いたいのは、いわゆる議長職じゃない一般議員の選出枠について、今日もあちこち席は空いていますけれども、私のような一般の議員の選出枠を広げて議論を活性化させていく。そして、議員構成率を一般議員の枠を広げていって、議会を活性化させて議論を活発にさせていくということが必要なのではないかと考えている訳なんですけれども、それについてのお考えを担当課長か連合長に御答弁いただければと思います。

○議長（石井 寛） 富岡連合長。

○広域連合長（富岡 清） 全体的な議会運営に関することでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、ただいま議員さんから御指摘があったところでございますけれども、かくいう私も議員のときは余り出席率がよくなかった者が連合長を今仰せつかっているところでございますけれども、いずれにいたしましても、ただ議会選出の議員さんにつきましては議長職を行っている議員以外の門戸を開放すべきではないかという御提案ではございますけれども、一応執行部側からいたしますと、それぞれの議長会等々に推薦依頼をいたしておりますので、その中で御議論いただければありがたいと思っております。

しかしながら、やはり全体的なバランスを考えて、このような議会の構成にいたしておりますので、今後ともお見えの皆様方にも、我々も時間調整をしっかりとしながら、一人でも多くの方にお出かけいただけるように配慮してまいりたい、このように考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石井 寛） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） 賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ討論を終結いたします。

これより議案第 8 号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 寛） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石井 寛） 日程第 9、議案第 9 号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

碓井事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） それでは、議案第 9 号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー 3 とございます A 4 判横長の「一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」をごらんください。

まず、歳入は 8 ページをお開きください。

歳入合計は、9 ページの下段にございますとおり、「予算現額」6,838億2,724万1,000円に対して、2つ隣の「収入済額」6,933億8,634万942円で、「予算現額と収入済額との比較」は

右端の欄に記載のとおり95億5,909万9,942円の増となっております。

なお、「不納欠損額」が1,486万6,796円ございますが、これは被保険者の所得や世帯構成が遡って変更された場合、一部負担金の負担区分や自己負担限度額も遡って変更される場合があります、当初自己負担した医療費との差額が発生する場合がございます。この差額分の中で納付されないまま時効を迎えた分につきまして、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、10ページの歳出ですが、全体の歳出合計は次の11ページに記載してございます。

「予算現額」6,838億2,724万1,000円に対して、「支出済額」6,774億2,649万8,104円で、「予算現額と支出済額との比較」は右端の欄に記載のとおり64億74万2,896円となっております。

次の12ページには「実質収支に関する調書」がございまして、そちらをごらんいただきたいと存じます。

上から4行目の「3. 歳入歳出差引額」は159億5,984万2,000円となっております。

なお、平成29年度は「4. 翌年度に繰り越すべき財源」(1)、(2)、(3)はございませんので、「5. 実質収支額」も歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況について御説明いたします。恐れ入りますが、右肩にナンバー6とあるA4判横長の「議案参考資料」の17ページをお開きください。

まず、歳入から御説明いたします。

一番上の「市町村支出金」の「保険料等負担金」現年度分・過年度分629億338万231円は、市町村が徴収した保険料が負担金として納付されたものでございます。

その下の「保険基盤安定負担金」116億1,285万4,272円は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減分を補填するもので、対象経費の4分の1を市町村が、4分の3を県が負担することになっており、県の方と合わせて市町村経由で納付されたものでございます。

その下、「療養給付費負担金」516億9,794万6,115円は、療養の給付等に係る市町村の定率負担金で、負担対象額の12分の1を負担いただいたものでございます。

次に、「国庫支出金」の「国庫負担金」・「療養給付費負担金」1,600億4,159万2,501円は、療養の給付等に係る国の定率負担金で、負担対象額の12分の3を受け入れたものでございます。

その下の「高額医療費負担金」29億2,468万6,503円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金を受け入れたものでございます。

その下の「国庫補助金」の「調整交付金」463億3,988万476円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正することを目的に、国から交付された普通調整交付金と健康診査事業及び長寿・健康増進事業等に関し、国から交付された特別調整交付金を受け

入れたものでございます。

その下の「健康診査事業費補助金」 2 億5,749万8,000円は、健康診査事業に係る国からの補助金でございます。

3つ下の「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」 30億3,366万9,776円は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減特例措置の財源として国から交付されたものでございます。

次に、「県支出金」ですが、国庫負担金と同様に、「療養給付費負担金」及び「高額医療費負担金」として、合計で544億5,105万5,454円を受け入れたものでございます。

次に、「支払基金交付金」の「後期高齢者交付金」 2,767億3,409万9,000円は、現役世代からの支援金として療養給付費等に係る各医療保険者からの交付金を受け入れたものでございます。

次に、恐れ入ります、18ページをごらんください。

上から2つ目、「繰入金」うち下段の「基金繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」は、保険料等の歳入不足分を補うため、58億625万6,000円を繰り入れたものでございます。

次に、「繰越金」の「前年度繰越金」 149億5,410万5,012円は、平成28年度決算に係る剰余金でございます。

これら歳入の合計は、一番下の合計欄の収入済額欄のとおり6,933億8,634万942円となっております。

続きまして、歳出の執行状況について概要を御説明いたします。

次の19ページをごらんください。

まず、一番上の表「保険給付費に係る経費」の一番上、「療養給付費等」の支出済額6,452億9,709万7,144円は、内科・歯科・調剤等の給付費及び柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ等の療養費として支給したものでございます。

その3つ下の「高額療養費」 61億1,160万489円は、1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、その超えた部分に係る払戻金として支給したものでございます。

次に、同じ表の一番下、「葬祭費」 21億6,892万9,543円は、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対し支給したものでございます。

次に、中段の表「保健事業に係る経費」の「健康診査委託料」 20億6,200万3,674円は、健康診査に係る市町村委託料で、受診者数は26万5,957人、受診率は34.0%でございました。

その5つ下の「市町村長寿健康増進事業費補助金」 3 億8,932万5,945円は、国からの特別調整交付金を財源として、市町村で実施した人間ドック助成事業等へ補助したものでございます。

次に、下の表「レセプトの審査・点検等に係る経費」の上段、「審査支払委託料」 14億

4,586万6,017円は、レセプトの一次審査業務並びに診療報酬等を医療機関等へ支払う業務を国保連合会に業務委託したものでございます。

次に、その下の「レセプト管理システム運用委託料」1億7,129万1,407円は、レセプトを電子化し、縦覧点検等が可能となるレセプト管理システムや電算標準システムにレセプト内容を取り込むもので、同システムの運用管理経費と合わせ、国保連合会への委託費として支払ったものでございます。

次に、20ページをお開きください。

一番上の「医療費適正化に係る経費」3,651万5,353円は、ジェネリック医薬品希望シールの作成及びジェネリック医薬品を利用した場合に減額となる自己負担の差額について、約8万7,000通を被保険者に通知したもの並びに第三者行為の損害賠償求償事務を国保連合会に委託したものでございます。

次に、「医療費通知等に係る経費」の「医療費通知作成業務委託料」9,454万119円は、医療機関等の受診状況を被保険者に通知するもので、年度内に3回送付したものでございます。

次に、「被保険者証、ミニガイド等の作成に係る経費」7,453万7,757円は、被保険者証の作成やミニガイド、ポスター等の印刷物の作成にかかった経費でございます。

次に、「広域連合電算システムに係る経費」5億2,204万5,963円は、電算標準システムの運用に係る国保連合会への業務委託経費や市町村端末等のリースに係る費用などでございます。

次の21ページをごらんください。

二番目の表「拠出金・積立金」の2行目、「保険給付費支払基金積立金」39億306万5,693円は、平成28年度からの繰越金のうち国・県・市町村等への負担金、補助金、交付金の返還金及び共通経費の剰余金を差し引いた実質的な剰余金を基金に積み立てたものでございます。

2つ下の表「諸支出金」の「国県支出金等返還金」111億3,490万5,904円は、平成28年度に交付された国・県・市町村などからの負担金等の精算に伴い、過交付となった額を返還したものでございます。

これら歳出の合計は、ページ下の合計欄の支出済額欄のとおり6,774億2,649万8,104円で、「歳入歳出差引残額」は159億5,984万2,838円となっております。

次に、主要施策の成果報告について御説明申し上げます。恐れ入りますが、右肩にナンバー4とありますA4横長「主要施策の成果報告書」をごらんください。

1ページから11ページにかけて記載しております一般会計及び特別会計の決算状況につきましては、議案第8号の説明並びに、ただいま御説明いたしました特別会計の決算状況の説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

12ページから掲載しております参考資料について、概要を御説明いたします。

まず、13ページの被保険者の加入状況ですが、平成30年3月時点で被保険者数は85万9,418人で、人口に占める被保険者の割合は11.76%と増加傾向にあります。

また、次の14ページには医療給付費等の支給状況を、次の15ページには「後期高齢者医療費等に係る決算状況」を掲載しております。これを図表化したものが、次の16ページにありますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

これは、特別会計決算の中で後期高齢者医療制度の事務執行に係る経費を除いた療養の給付等に係る決算状況を取りまとめて図式化したもので、上段の図①が歳入で、中段の図②が歳出でございます。

下段に③決算剰余金を、最下段に④保険給付費支払基金への積戻分を掲載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

以上、平成29年度特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げます。慎重、審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井 寛） これより質疑を願います。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。

特別会計決算について伺ってきたいと思います。

まず、歳入についてですけれども、市町村負担金及び国庫支出金、県支出金、支払基金交付金について、それぞれ前年度比でどのような増減になっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、国庫補助金のうち健康診査事業費補助金がございます。国庫補助の要件と補助率についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目、臨時特例交付金についてですけれども、前年度との比較で増減をお聞かせいただきたいと思います。

次に、歳出についてですけれども、まず1点目は、医療給付費総額及び1人当たりの給付費のほうで答えたいと思うんですが、前年度の増減でどのくらいになっているのか、そして伸び率についてもお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、高額療養費における29年度の支給実績について、支給件数、支給額、前年度比増減についてお聞かせください。

3点目ですけれども、保健事業のうちの健康相談等訪問指導委託料がございますが、この実施状況、委託先の件数等についてお聞かせいただきたいと思います。

4点目、保健事業のうちの後期高齢者医療制度事業費補助金として和光市に補助金が400万円出されておりますけれども、この事業の中身ですね、内容と補助金活用のための要件はどう

いうものなのかについてお聞かせください。

それから、最後になりますけれども、実質収支額は前年度比でどのようになっているのか、保険給付費支払基金積立額はやはり前年度でどうなっているのか、前年度比でお答えいただきたいと思います。

また、29年度末で支払基金の残高、幾らになっているのかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石井 寛） 碓井事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） それでは、ただいまの質問に対しまして御答弁申し上げます。

まず、歳入の1点目、市町村負担金につきまして、市町村負担金は前年度に比べて約84億5,000万円、7.2%増えてございます。

それから、国庫支出金につきましては約101億6,000万円、5%の増でございます。

また、県支出金につきましては約29億4,000万円、5.7%、前年よりも増えてございます。

それから、次に支払基金交付金は約169億1,000万円、6.5%の増となっております。

また、それとただいまの御質問に対しまして、国庫支出金のうち臨時特例交付金の前年度比較でございますけれども、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金についてですが、平成28年度と比べまして約5億8,000万円の減、比率にいたしますと、およそ16.1%減少しております。これにつきましては、国の軽減特例措置見直し分の影響と考えております。

それから、歳出の部分でございますが、私からは剰余金と実質収支等についてお答えを申し上げます。

まず、決算剰余金の前年比較でございますけれども、平成29年度の実質収支、決算剰余金が159億5,984万2,838円、平成28年度の決算剰余金が149億5,410万5,012円となっておりますので、前年度との比較では約10億、6.7%の増となっております。

それから、保険給付費支払基金積立金の部分でございますけれども、平成29年度に39億円ほど積み立てておりまして、年度末の残高につきましては162億7,501万3,162円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（石井 寛） 田中給付課長。

○給付課長（田中克美） 所管部分について御答弁申し上げます。

まず1点目、歳入の国庫補助金のうち健康診査補助金の関係ということで、補助の要件と補助率ということで御答弁申し上げます。

まず、後期高齢者医療事業補助金につきましては、後期高齢者医療制度事業費補助金交付要

綱に基づきまして補助金が広域連合に交付されております。交付要件につきましては、実施要綱に基づいて被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るために広域連合が市町村と連携し、実施されたものであるということが要件でございます。

また、補助率についてでございますけれども、基準単価に受診人員を乗じた額と実支出額と比較して少ないほうの額を選定いたしまして、さらに選定された金額に総事業費からその他の収入等を控除した額と比較いたしまして少ない額、それに補助率3分の1ということで乗じた金額が交付額となっております。また、歯科健診につきましても同様の交付の補助率となっているところでございます。

続きまして、歳出ですが、まず高額療養費の実績ということで申し上げますと、平成29年度の実績94万2,492件、約61億1,160万円で、前年度と比べまして5億265万4,000円、8.96%の増でございます。

続きまして、医療給付費の1人当たりの給付の総額等でございます。

まず、平成29年度の医療費は、議案の追加参考資料の（7）をごらんください。

左側の表にございますとおり、約7,118億4,230万8,000円、1人当たりの医療費は85万3,112円となっております。前年度に比べて医療費は446億8,605万8,000円、前年度比6.7%の増でございます。

続きまして、1人当たりの医療給付費の前年度の状況でございますけれども、1人当たりの医療給付費は78万4,495円、前年度と比べまして医療給付費は406億6,775万6,000円、前年度比6.6%の増でございます。

申し訳ございません、1人当たりの医療給付費は5,397円、前年度比0.7%増でございます。

続きまして、健康相談と訪問指導委託料の状況でございます。

健康相談訪問指導事業は、同一月で同一疾病に係るレセプトが2件以上である、あるいはレセプト1件当たりの診療実日数が20日以上である、あるいは2カ月以上連続して同一月内のレセプトが4件以上ある被保険者を対象として抽出をしてございます。この候補者に対しまして、事業の趣旨を説明した事前の案内通知を発送いたしまして、その中から委託業者から候補者に連絡をいたしまして日程調整を行った結果、訪問指導を行うものでございます。

また、保健指導の実績でございますけれども、委託先は1件ございまして、それぞれ単価契約を結んでおります。平成29年度の単価が1万3,000円ということで、また訪問指導の実施件数は平成29年度が150件で委託料が約210万6,000円ございました。

それでは、和光市の事業についての御説明でございます。和光市は低栄養防止・重症化予防事業ということでございまして、市が包括支援センターと連携いたしまして、一定の基準を持った、抽出した被保険者に対して個別に自宅に訪問したりする口腔・栄養の面について相談す

る事業でございまして、平成27年度から29年度まで国のモデル事業として実施したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（石井 寛） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時32分

○議長（石井 寛） 再開いたします。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） ありがとうございます。

1点だけ、確認をしたいと思うのは、医療給付費の総額と1人当たりの医療給付費を前年度比でお願いした訳ですけれども、医療給付費のほうの伸び率が6.6%とお答えになりましたでしょうか。何かちょっと違うんじゃないかなと思いましたが、もう一度、医療給付費の総額で前年度比で幾ら増えているのか、1人当たりの給付費では幾ら増えているのか、そして伸び率は幾つなのかを、もう一度数字でお答えいただけたらと思います。

そのほかにもあるんですけれども、最初の答弁の不明確な点ですので、再質疑の前に確認だけさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか、それとも、全部言っちゃったほうが。

○議長（石井 寛） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時34分

○議長（石井 寛） 再開いたします。

田中給付課長。

○給付課長（田中克美） 先ほど、1人当たりの医療給付費が明確にお答えできなくて申し訳ございませんでした。

1人当たりの医療給付費の伸びということでございますと、5,397円で前年度比0.7%増でございます。

○議長（石井 寛） 戸島議員、よろしいですか。

○17番議員（戸島義子） 医療給付費、1人当たりじゃなく、医療給付費総額。

○議長（石井 寛） すみません、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか、戸島議員、今の確認はよろしいですか。

○17番議員（戸島義子） すみません、議長。

もう一つの医療給付費のほうの伸びの金額を、もう一度明確に確認したいと思います。

○議長（石井 寛） 田中給付課長。

○給付課長（田中克美） 申し訳ございません。

医療給付費の伸び、406億6,775万6,000円、前年度比6.6%増でございます。

○議長（石井 寛） よろしいですか。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 確認ありがとうございました。

再質疑していきたいと思うんですけども、この29年度においては臨時特例交付金が一部縮小されて、今年度また続いて廃止・縮小が続く訳ですけども、先ほど5億何千万かで16.1%の減とお答えいただいたかと思います。

それで、この減額になったことで被保険者の方の保険料が逆に上がったと思うんですけども、この上がった影響額については、これと削減額と同額と理解していいんでしょうか。別ではないかと思うんですけども、そこをお聞かせいただけたらと思います。

それから、29年度においては8月から高額療養費の自己負担の限度額も引上げが行われておりますので、この引上げ前と引上げ後で支給件数ですとか支給額でどういう変化があったのか、ざっくりでいいんですけども、お答えいただけたらと思います。

それから、先ほど保健事業のところの健康相談訪問事業についてお答えがありました。委託先は民間で1件で、1ケース当たり1万3,000円で単価で150件だったとお答えいただきました。これなんですけれども、そもそもこの健康相談訪問指導を、そうしましたらですね、今日になっていただいた資料の……

○議長（石井 寛） 戸島議員、簡潔をお願いします。

○17番議員（戸島義子） すみません。

実施状況報告書が今日になって入ったものですから、これを見ましたら、この対象者数ですとか、指導の中身ですとか、本来なら対象者数がもっと多かったはずで、その実施数の全体の数に対して何%くらい実施できたのかということについてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石井 寛） 碓井次長。

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） ただいまの再質疑に対しまして、臨時特例交付金に係る部分に対してお答えを申し上げます。

平成28年度から平成29年度の国の軽減特例措置の見直しによりまして生じた影響でございます。均等割の9割軽減の方で影響を受けた方が4,339人、軽減額の合計額が3,987万7,763円でございます。

それから、均等割、8.5割軽減の方ですけれども、軽減額の合計額が6,135万1,762円でございます。

それから、所得割の5割から2割軽減に縮小になった方につきましての軽減額につきましては4億9,427万5,010円の減となっております。

また、元被扶養者に係る均等割9割から7割軽減になった方に係る額でございますけれども、3億644万9,997円の減となっております。

以上でございます。

○議長（石井 寛） 田中給付課長。

○給付課長（田中克美） まず、高額療養費の影響人数についてお答えいたします。

まず、高額療養費につきましては推計は困難でありまして1人という形では積算しておりませんで、なかなか1人ということの影響というのは申し上げることができなくて申し訳ないんですけれども、1件ということで申し上げさせていただきます。

高額療養費の見直し後の実績件数ということで、全体としては減少しておりまして、現役並みの所得者に係る高額療養費につきましては約4,600件減少、一般所得者に係る高額療養費につきましては約6万1,500件減少、合わせて6万6,100件が減少したものと推測してございます。

続きまして、健康相談訪問指導事業の実施状況でございます。先ほど申し上げましたいろいろな抽出条件を行いますと、約52市町村の444人が該当いたしまして、444人に案内を送付いたしました結果、本人の了解が得られたというもので150人に訪問相談を実施いたしました実施率ということで申し上げますと、33%でございます。

以上です。

○議長（石井 寛） よろしいですか。

ほかにごありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子です。

平成29年度の後期高齢者医療保険特別会計決算について、不認定の立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、制度開始から10年が経過しております。75歳以上の高齢者を国保や健保から引き離して、75歳以上だけの独立した保険制度にして、扶養家族であっても世帯単位ではないために、全員から保険料を徴収する制度になってまいりました。収入が少ないのに医療費がかさむという75歳以上の独自のこの保険制度は、国保の制度以上に基盤が極めて脆弱な仕組みになっております。

平成29年度においては、現役並み所得の3割負担の人は全体の7.69%と低下しているのに対し、1割負担の人は92.31%と増加しております。保険料が支払えない滞納者も1万人近く出ておりまして、厳しい差押え等も行われております。短期被保険者証も発行されておりまして、75歳を過ぎた高齢者の命を守る制度としては、あってはならない事態になっているのかと思います。

また、29年度において高齢者人口が増加する中で、医療保険の4万人が新しく加入しております。当然のように医療給付費は増加しておりますけれども、1人当たりで言えば横ばいの状況が続いているかと思えます。

今後も、医療費は増額する見込みとなっておりますけれども、国は医療費総額抑制を押しつけておりまして、必要な財源を削っております。29年度においては低所得者の特例軽減の縮小・廃止が行われました。質疑などを通して明らかなように、13万3,391人の元被扶養者の方などが保険料のアップとなっており、総額9億6,000万以上の負担増となっております。18年度も、この制度はさらに続いて縮小・廃止が行われます。

2つ目は、高額療養費の自己負担限度額の引上げが行われたことによって、9億5,000万円もの負担が高齢者に押しつけられたのではないかと思います。これも段階的に行われているため、18年度も引上げが続きます。保険料と窓口医療費の両面で、75歳以上の高齢者の負担が増え、年金削減とも相まって、高齢者の暮らしはかつてなく厳しいものになっています。こうした負担増は認められません。

さらに、健康増進の取り組みにおいても、健康診断の受診率の低迷が続き、健康相談訪問指導などでの事業でも改善が必要だと考えます。

以上の理由から、平成29年度特別会計決算に対して、不認定の討論といたします。

○議長（石井 寛） 賛成討論はございませんか。

16番、西川和男議員。

○16番議員（西川和男） 議案第9号「特別会計決算認定について」賛成の立場から討論をいたします。

この特別会計は、医療給付費に係る予算を中心に計上したものとなっております。歳入については現役世代からの支援金である支払基金交付金を初め、国・県・市町村からの療養給付費等の負担金、国からの保険料の減額措置等に関する補填の交付金や、各事業に対する補助金、さらには市町村で徴収した保険料の負担金等が適切に処理されております。

また、歳出については療養給付費が歳出全体の9割超を占めておりますが、被保険者数の増加に伴い医療給付費が増加する中、レセプト等点検事業等の医療費適正化のための取り組み、さらには被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査の事業等が適切に実施されております。

このようなことから、後期高齢者医療制度の安定的な運営が行われ、そして予算執行も適正になされたところでありますので、今回の議案第9号「特別会計決算認定」に賛成をいたします。

○議長（石井 寛） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石井 寛） なければ討論を終結いたします。

これより議案第9号「平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石井 寛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時59分

○議長（石井 寛） 再開いたします。

◎一般質問

○議長（石井 寛） 日程第10、後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問を行い

ます。

一般質問に関連する資料要求が17番、戸島議員からあり、執行部より提出された資料をお手元に配付してありますので、御了承願います。

これよりお手元に配付した通告書のとおり質問を許します。

なお、議案質疑と重複する質問については避けるようお願いをいたします。

また、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

17番、戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 戸島義子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目の保険料賦課事業についてのうち、被保険者の所得状況について伺います。

後期高齢者医療保険制度がスタートして10年目が経過いたしました。この間の高齢者の暮らしと医療を取り巻く環境はどのように変わってきているのでしょうか。

そこで、まず後期高齢者の平均所得について伺います。

制度が始まった2008年度と比べて5年後の2013年度、また昨年の2017年度ではどのように推移をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですけれども、同じように2008年、2013年、2017年度の各年度で1人当たりの保険料額及び滞納者数、滞納額についてお聞かせいただきたいと思います。滞納者の所得状況についてもお示しいただきたいと思います。

3点目、短期被保険者証の発行数についてお聞かせください。

次に、（2）として特例軽減廃止による影響について伺います。

低所得者が圧倒的に多い後期高齢者医療保険制度では、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの特例軽減が行われてきましたが、2017年度において一部縮小が実施されました。この影響を受けた対象者数、廃止によって保険料増額となった影響額、また対象区分ごとの増加額についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、2018年度も引き続き軽減廃止が行われます。今年度ではどのように変わるのか、それによってどのような影響を受けるのか。また、対象者は何人になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

大きい2番目、医療費負担について伺います。

（1）医療給付費の伸び方については、過去3年間の総額と1人当たりで幾らになるのかをお聞かせいただきたいと思います。医療給付費については先ほど質疑の中で伺いましたので、割愛します。

それから、2つ目として被保険者数、前年度比でどういう状況になっているのかお示しいた

だきたいと思います。

(2) 高額療養費の制度について伺います。

国は、高齢者の高額療養費の自己負担限度額を昨年8月から引き上げました。医療費の自己負担が増えています。

そこで、外来・入院などの医療費の窓口負担でどのように影響が出ているのかお聞きいたします。

医療費窓口負担は、1割負担と現役並みの3割負担になっておりますけれども、各人数、構成比率を改めてお聞かせください。

2点目は、昨年8月からの第1段階としての限度額引上げによって1割・3割負担の方の負担割合ごとの限度額の増額分及び医療給付費における影響額をお聞かせください。

(3) として、医療費の負担、2割負担について伺います。

政府は、社会保障費の削減を進めています。閣議決定では、医療費窓口2割負担の検討について、今年度中に結論を出すとしています。前期高齢者の2割負担を後期高齢者医療保険に移行した後も2割負担のままにするとした上で、既に後期高齢者になっている方については数年かけて段階的に2割負担に引き上げようという考えのようです。

そこで、被保険者へはどのような影響が出ると試算されるでしょうか。29年度決算をもとにした試算でお示してください。

また、2割負担に引き上げられることについて、どのように考えておられるのか見解をお聞かせください。

○議長(石井 寛) 碓井次長。

○事務局次長兼保険料課長(碓井真紀) それでは、まず質問項目1の被保険者の所得状況について御答弁申し上げます。

お配りした資料の1枚目の(1)被保険者の所得状況についてをごらんください。

まず、平均所得についてですが、各年度とも当初、賦課時点での平均となっておりますが、後期高齢者医療制度開始当初の2008年度は約91万6,000円、2013年度は約79万7,000円で、2008年度との比較では約11万9,000円の減、そして2017年度は約79万5,000円で2013年度との比較では約2,000円の減となっています。

また、2008年度から2017年度の比較では約12万1,000円の減となっております。2008年度に比べ、2013年度は世界的な景気後退の影響を受け、平均所得が落ち込んでいるものと思われませんが、その後は大きな増減はなく、おおむね80万円程度で推移しております。

次に、保険料額についてですが、各年度とも賦課した時点の状況でございますが、2008年度の均等割額は4万2,530円、所得割率は7.96%、平均保険料額は7万8,220円となっております。

2013年度の均等割額は4万1,860円、所得割率は8.25%、平均保険料額は7万4,821円で、2008年度との比較では均等割額が670円の減、所得割率は0.29ポイントの上昇、平均保険料額は3,399円の減となっております。2017年度の均等割額は4万2,070円、所得割率は8.34%、平均保険料額は7万4,202円で、2013年度との比較では均等割額が210円の増、所得割率は0.09ポイントの上昇、平均保険料額は619円の減となっています。2008年度につきましては、所得が高い水準にあるため、また当初賦課時は特例の軽減適用前であったためもございまして、平均保険料額も高くなっておりませんが、景気後退後の2013年度及び2017年度は所得の大きな増減はなく、おおむね7万4,000円程度での推移となっております。

次に、滞納者数、滞納額についてですが、2008年度の滞納者数は約1万3,800人、滞納額については制度開始当初の年度のため、滞納繰越分がございませんので、現年分のみで約5億4,800万円となっています。2013年度の滞納者数は約1万1,800人、滞納額は約7億5,800万円で2008年度との比較では滞納者数は約2,000人の減、滞納額について現年分は約1億4,100万円の減となっておりますが、滞納繰越分が発生しておりますことから、全体では約2億1,000万円の増となっております。2017年度につきましては、滞納者数約1万2,400人、滞納額は約8億800万円で、2013年度との比較では滞納者数が約600人の増、滞納額が約5,000万円の増となっております。

また、2008年度から2017年度の比較では、滞納者数は約1,400人の減、滞納額については現年分のみと比較で約1億1,500万円の減となっております。2008年度と比較いたしますと、制度運営も安定したと考えられる2013年度及び2017年度では現年分の滞納額が大きく減少していますが、被保険者数の増加による影響もありまして、滞納者数、滞納額ともに近年は増加傾向となっております。

それから、短期被保険者証の交付については、後ほど答弁させていただきます。

それから、滞納者の方の所得状況でございます。所得状況につきましては、追加の資料があったかと思うんですけれども、少々お待ちください。

（「通告外だったら、答えなくていいよ」の声あり）

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） それは、また後ほど答弁させていただきます。

続きまして、それでは特例軽減廃止による影響についてでございます。

まず、2017年度における影響ですが、後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった方、この元被扶養者の方に対する均等割軽減ですが、2016年度の9割軽減から2017年度8.5割軽減となった方は約1万800人、影響額は約2,270万円の増、1人当たりの影響額は2,110円の増となっています。

次に、元被扶養者の方に対する均等割軽減のうち、所得が基礎控除額33万円以下の低所得の

方に対する8.5割軽減に該当せず、2016年度の9割軽減から2017年度に7割軽減となった方は約3万5,300人で、影響額は約2億9,700万円の増、1人当たりの影響額は8,420円の増となっています。

次に、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の低所得の方に対する所得割軽減ですが、2016年度の5割軽減から2017年度に2割軽減となった方は約8万7,300人、影響額は約6億4,300万円の増、1人当たりの影響額は7,370円の増となっております。全体では、約13万3,000人の方に対する影響が生じ、その影響額は約9億6,300万円の増、1人当たりの影響額は7,220円の増となっております。

それから、2018年度、本年度の制度の変更概要についてでございますが、元被扶養者の方に対する均等割軽減は7割軽減から5割軽減となり、低所得の方に対する所得割軽減は2割軽減から軽減なしとなりました。制度の変更による影響についてですが、元被扶養者の方に対する均等割軽減が2018年度に5割軽減となった方は約3万2,600人、影響額は約2億6,800万円の増、1人当たりの影響額は8,230円増となっております。低所得の方に対する所得割軽減が軽減なしとなった方は約8万7,400人、影響額は約4億2,800万円の増、1人当たりの影響額は4,910円の増と見込んでおります。全体では、約12万人の方に対する影響が生じ、その影響額は約6億9,700万円の増、1人当たりの影響額は5,810円の増となっております。

それから、先ほどまだ答弁しておりませんでした短期被保険者証の発行状況についてでございます。

短期被保険者証につきましては、有効期間が4カ月というような短い期間の被保険者証でございますけれども、平成29年度の発行件数、8月当初の件数ですが、278件でございます。平成30年度の8月当初につきましては358件となっております。

それから、また所得別の滞納状況のご質問でございますけれども、所得がゼロ円の方、こういった方々については滞納者の方が被保険者の方で5,460人いらっしゃいまして、この段階の被保険者の方に対する滞納割合が1.05%となっております。

それから、特に滞納の多い層でございますけれども、現滞納額に対する割合で見ますと、所得が100万円を超えて200万円未満の方、こういった方の滞納が1,218名いて、滞納額にいたしますと1億136万7,880円、全滞納額に対する割合23.42%というような状況になっております。

それから、続きまして医療費の負担に関する御質問に対する御答弁でございます。

平成29年度の医療費は議案の追加参考資料（7）番の左側の表にございますように、約7,118億4,230万8,000円でございます。1人当たり医療費及び1人当たり医療給付費の算出に当たる被保険者数につきましては、12カ月の平均値を用いておりますので、平成29年度平均被保険者数で申し上げますと、83万4,407人となっております。前年度に比べまして平均被保

険者数は4万6,421人、前年度対比で5.9%の伸びとなっております。

以上でございます。

それから、次に高額療養費の関係でございます。

高額療養費制度の見直しにつきましては、平成29年度は3割負担の現役並み所得の方については外来に係る限度額が4万4,400円から5万7,600円に引き上げられまして、1割負担の一般所得者についても外来に係る限度額が1万2,000円から1万4,000円に、入院と外来を合わせた世帯に係る限度額が4万4,400円から5万7,600円に引き上げられたところでございます。

御質問の、この制度の対象となる1割負担、3割負担の各人数でございますが、推計は困難であり算定できてございません。

一般質問資料3枚目の2（2）高額療養費制度の下段の表にございますように、見直し後の実績の件数としてみますと全体として減少しておりまして、3割負担の現役並み所得者については約4,600件減少、1割負担である一般所得者につきましては約6万1,500件減少し、合わせて6万6,100件減少をしたものと推測されます。

限度額引上げに伴う高額療養費の影響額の推計でございますけれども、資料の上段の表の右側にございますように、現役並み所得者については外来分で約3,400万円、入院と外来を合わせた世帯分で約1億1,900万円、合計約1億5,300万円が減額となり、一般所得者については外来分で1,400万円、支給額が増えておりまして、一方、入院と外来を合わせた世帯分では約8億1,200万円の減額となり、合計で7億9,800万円が減額となったものと推計しております。

したがいまして、医療給付費における影響額は現役並み所得者と一般所得者の、それぞれの影響額の合計約9億5,000万円が減額となったものと推測されるものでございます。

続きまして、（3）医療費負担、2割負担についての御質問に対して御答弁申し上げます。

現在、国では後期高齢者の窓口負担につきまして、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、また社会保障費の膨張を抑えるために、75歳以上の方が病院等の窓口で負担する医療費の負担割合を現在の1割から2割負担へと引き上げることに検討しているところでございます。

仮に、1割負担の被保険者が2割負担となった場合に、当広域連合の被保険者への影響でございますけれども、平成29年度決算ベースで試算いたしますと、1割負担の被保険者の負担が1件当たり1,240円の増、全体で約278億円の増となり、その分保険者負担が減となる見通しでございます。この検討につきましては、国のほうでも具体的な検討、結論を得て、手続がされる予定で、現在、国の社会保障審議会医療保険部会等でも検討を進めておりますけれども、現時点では結論は出ていない状況でございます。

当広域連合といたしましては、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保と

いう観点から、高齢者の窓口負担のあり方については現状維持に努めたいと考えております。そのため、この旨を全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して要望しているところでございます。

今後も、国の動きを注視し、情報収集に努めるとともに、引き続き要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（石井 寛） 戸島議員に申し上げます。

大項目1の質問の中で、一部通告していないところが含まれていたようでございますので、質疑と違いますので、数字に関わることは通告から外れないように、ぜひお願いしたいと思います。よろしいですか。

17番、戸島義子議員。

○17番議員（戸島義子） 資料は頂いていたんですけども、滞納の状況を確認する際に出てきたもので、御答弁いただきましてありがとうございました。今後気をつけます。

再質問していきたいと思います。

まず、1点目は高齢者の所得状況等について、先ほど高齢者の平均所得について数字が示されました。この10年間で91万6,600円から79万5,500円ということで、12万円も減っているということが明らかになりました。保険料は、ほぼ横ばいなんですけれども、所得に占める割合は増えております。高額療養費の自己負担の限度額も引き上げられ、そして特例軽減も廃止されるといった状況の中で、高齢者の可処分所得は減り続けていて、暮らしは一層厳しくなっているのではないかと思います。

このような高齢者の実態については、どのような認識でおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、短期被保険者証の発行について、先ほども出ましたけれども、滞納者が1万人を超えているという状況の中で、年金収入100万円以下の方が43万8,000人を超えるといったような状況もあり、圧倒的な方々が低所得ということで、保険料の負担が重くのしかかっているかと思います。

国税徴収法では、生活費に課税してはならないとされている中で、保険料免除に当然当たるような方々までも全員保険料を徴収されておりますので、厳しいのかなと思います。

短期被保険者証が発行されておりますけれども、滞納処分と被保険者証発行は切り離して対応すべきではないかと考えておりますので、誰もが必要な医療を受けられるように、せめて短期被保険者証の発行をやめて被保険者証を交付すべきではないかと考えておりますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、低所得者の特例軽減について、先ほども答弁がありましたけれども、9億円とい

った大きな影響が出ております。13万3,000人という方々に影響が出ておりますので、これらの影響について当然だという考え方なのか、どのように考えて受け止めておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、高齢者の方々の窓口負担が2割になるということで、現役世代に限りなく近づいていく訳なんですけれども、先ほどもありましたように年金所得は減っております。このことに対して、国の責任で財源拡充を図っていくべきではないかと、高齢者や現役世代にばかり負担を押しつけるやり方はやめていくべきだと思っておりますので、国に意見を広域連合として上げておられるようですけれども、さらに高齢者の命を守るという立場で強く意見を、中止をですね、求めていただきたいと思いますと思っておりますが、改めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石井 寛） 碓井事務局次長、答弁。

○事務局次長兼保険料課長（碓井真紀） ただいまの御質問に対して答弁申し上げます。

まず1点目、高齢者の方の所得が非常に厳しいということに対して、この実態についてどう認識しているかというような御質問だったかと思えます。

先ほども答弁申し上げましたが、低所得の方に対する所得割の軽減は、平成30年度以降廃止となりまして、元被扶養者の方に対する軽減も平成31年度以降は法律の本則に戻されることとなっております。

また、低所得の方に対する均等割の軽減につきましても、介護保険料の軽減の拡充、年金生活者支援金給付金の支給と合わせて見直されることとなっており、高齢者を取り巻く環境につきましても今後も厳しい状況が続くと認識をしております。

広域連合といたしましては、低所得の方に対する均等割軽減を恒久的なものとすることや、もし見直す場合にはきめ細かな激変緩和措置を講ずるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして国に要望しているところでございます。

それから、短期被保険者証に対する見解でございます。

短期被保険者証につきましては、有効期限が通常の被保険者証と異なって短いだけで、決して受診の抑制とはなりません。このため、国の規定に応じた形で広域連合の要綱に基づきまして短期被保険者証の発行を継続しております。短期被保険者証につきましては、この発行をする際に対象の方にお越しいただいて、面会等をする中で生活の状況などをお聞きさせていただいております。そういった中で、本当に負担するのが厳しいのか、それともほかに貯金等、財産がないか等、きめ細かに調査等をさせていただきまして、その中で負担能力のある方には納付をしていただき、そうでない方につきましては状況に応じて福祉部門につなぐなどのきめ細かい措置を講じております。短期被保険者証は、こういったきっかけになることから、今後と

も継続して発行してまいりたいと考えております。

それから、特例軽減につきまして影響をどう受け止めるかでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、高齢者の方の生活が厳しい状況であるということは当広域連合としても受け止めております。生活に困窮されている方につきましては、後期高齢者医療の保険料だけではなく、介護保険料、そのほかの税金などについても納付いただくことが困難な状況も考えられますので、必要に応じて福祉部門とも連携をしていくなど、丁寧な対応となるように市町村と連携してまいりたいと考えております。

それから、窓口負担が2割になることについて、国に意見を求めるべきというような御意見だと思います。そちらにつきましても、先ほども申し上げましたが、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国に今後とも引き続き強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長（石井 寛） よろしいですか。

17番、戸島議員。

○17番議員（戸島義子） 御答弁ありがとうございました。

本当に皆さんも御承知だと思いますけれども、高齢者の生活状況は大変厳しいというところでは一致できるのかと思います。2割負担の窓口負担になれば、相当な影響が出てくると見込まれますので、改めて当広域連合議会としても強く国に対して中止すべきという立場で意見を上げていただきたいということを考えています。私たちも頑張りますが、連合長もぜひ改めて見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（石井 寛） 富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） 先ほど来、議員御指摘のように多くの皆さんに適切な医療が受けられるような医療制度というものを我々目指しているわけでありまして、議会の皆様方ともその点についての考え方は同じだろうと思っている訳であります。

先ほど来、高齢者の所得がだんだん減っていく中で、保険料負担が過重になっているのではないかという御指摘でございますが、ただ考えなければならないのは需要と供給のバランスというようなこともございますので、それは一線としてお互いに持っていく必要があるのではないかと私なりに思っているところであります。

しかしながら、先ほど来、事務局から御答弁申し上げておりますように、これらのことにつきましては全国後期高齢者医療広域連合協議会等々を通じながら、国に対して要請は続けてまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石井 寛） 以上で17番、戸島議員の一般質問を終了いたします。

これで、付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（石井 寛） ここで広域連合長から挨拶をしたい旨の申出がございますので、これを許します。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡 清） それでは、議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりましてお礼の一言を申し上げさせていただきたいと思います。

本日は、それぞれ議員の皆様方、大変御多用の中、第2回定例会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。また、上程させた議案につきましては、全て原案のとおり御認定をいただき、改めてお礼を申し上げるところであります。

また、本日御就任をいただきました石井議長さんにつきましては、今後とも当広域連合の運営につきまして特段の御配慮を賜りますようお願いをいたします。

結びに、議員皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念をいたしまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（石井 寛） これをもちまして、平成30年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 石 井 寛

副 議 長 山 本 重 幸

署 名 議 員 西 川 和 男

署 名 議 員 戸 島 義 子

審 議 結 果 一 覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（４件）

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
6	平成３０年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	30.11.5	30.11.5	原案可決
7	平成３０年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃
8	平成２９年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	認 定
9	平成２９年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 6 号

平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,059,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,068,443	△32,945	2,035,498
	1. 負担金	2,068,443	△32,945	2,035,498
3. 繰越金		1	20,235	20,236
	1. 繰越金	1	20,235	20,236
歳入	合計	2,071,800	△12,710	2,059,090

(歳 出)		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		1, 717, 977	△12, 710	1, 705, 267
	1. 社 会 福 祉 費	1, 717, 977	△12, 710	1, 705, 267
歳 出 合 計		2, 071, 800	△12, 710	2, 059, 090

議 案 第 7 号

平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,278,012千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ724,128,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1. 市 町 村 支 出 金		132, 921, 817	173, 654	133, 095, 471	
	1. 市 町 村 負 担 金	132, 921, 817	173, 654	133, 095, 471	
2. 国 庫 支 出 金		217, 311, 146	78, 613	217, 389, 759	
	1. 国 庫 負 担 金	166, 446, 220	78, 613	166, 524, 833	
3. 県 支 出 金		57, 526, 714	78, 613	57, 605, 327	
	1. 県 負 担 金	57, 526, 712	78, 613	57, 605, 325	
7. 繰 入 金		5, 897, 203	△12, 710	5, 884, 493	
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1, 717, 977	△12, 710	1, 705, 267	
8. 繰 越 金		3, 000, 000	12, 959, 842	15, 959, 842	
	1. 繰 越 金	3, 000, 000	12, 959, 842	15, 959, 842	
合 計		710, 850, 000	13, 278, 012	724, 128, 012	

(歳 出)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
5. 基 金 積 立 金		2, 000	6, 893, 023	6, 895, 023	
	1. 基 金 積 立 金	2, 000	6, 893, 023	6, 895, 023	
7. 諸 支 出 金		3, 146, 464	6, 384, 989	9, 531, 453	
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	3, 146, 464	6, 384, 989	9, 531, 453	
歳 出 合 計		710, 850, 000	13, 278, 012	724, 128, 012	

議 案 第 8 号

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり
監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 9 号

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成29年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年11月5日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。